

令和 7 年度近畿農政局土地改良事業用地補償・管理業務 従事者育成実務研修実施業務 特別仕様書

1 業務名

令和 7 年度

近畿農政局土地改良事業用地補償・管理業務従事者育成実務研修実施業務

2 業務の目的

農業農村整備事業に関する用地補償・管理業務に携わる近畿農政局及び地方公共団体等の職員に対して、当該用地補償・管理業務分野の専門家から、知識・情報及び民間事例の活用等の研修（講義）を受け、幅広い専門知識や技術を有する有能な職員の育成を図り、用地補償・管理業務の更なる円滑・適正化及び効率化に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から、令和 7 年 11 月 28 日（金）までとする。

4 業務の内容

（1）研修概要

- ① 講義は、受講者に測量に関する初歩的な知識を修得させ、測量業務の流れを理解させるものとする。
- ② 測量実技は、測量機器（トータルステーション等）を用い、受講者に測量から図面作成までの作業体系の実務について理解させるものとする。

（2）研修時間

講義・測量実技：10 時 00 分～17 時 00 分

令和 7 年 10 月 14 日（火）～令和 7 年 11 月 14 日（金）までの間に実施するものとする。

なお、実施日については、近畿農政局農村振興部用地課担当（以下、担当者）という。）と調整を行い決定するものとする。

（3）研修会場

研修会場は、近畿農政局とする。

なお、会場については、発注者が準備するものとする。

（4）受講予定者数

20 名程度

（5）講師等

講師：測量士又は土地家屋調査士の有資格者とする。

補助者：測量士補以上の有資格者とする。

5 作業項目及び指示事項等

（1）業務計画書の作成及び提出

受注者は、本業務契約締結後、2 週間以内（行政機関の休日に関する法律

(昭和63年法第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に業務計画書(様式任意)を担当者に提出するものとする。

(2) 研修テキストの作成

受注者は、上記4(1)の研修概要を受講者に理解させるためのテキストを作成し、受講予定者数の印刷を行い配付するものとする。

(3) 研修講師(講義・測量実技)

① 講義及び測量実技説明

講師は研修テキスト及びパワーポイント等を利用し、測量の基本について講義を行うとともに、測量実技の内容について説明を行う。なお、プロジェクター、スクリーンが必要な場合は受注者が準備するものとする。

② 測量実技(受講者2班編成)

受注者は、講師及び補助者により以下の測量実技を行うものとする。

ア. トータルステーション等を利用し、任意座標により境界測量を実施する。

イ. 測量成果に基づき、基準点、境界点の座標値、点名、標杭の種類、境界線等情報を入力し、プリンター等により用地実測図を作成する。
なお、実施にあたっては、受講者に測量作業の一部を補助させるなど、実務を体験できる工程を組むこと。

ウ. 使用ソフトは、通常の測量に用いるもので対応するものとするが、ライセンス契約等により対応が困難な場合には、類似する他のソフトにより対応することができる。

エ. 測量実技は受講者2班編成を原則とし、上記4(3)の研修会場で行う。

③ 使用機材

講義・測量実技に使用する測量機器、パソコン、プリンターその他必要とする機材等は、受注者が保有しているものを使用機材として準備する。

④ 測量の基準及び精度等

ア. 測量の基準は、任意座標による。

イ. 測量の精度区分は、甲3による。

ウ. 縮尺は、1/250とする。

(4) 報告書の作成

受注者は、業務完了後速やかに以下の種類の報告書を作成する。

(報告書の種類)

① CD-R 2部(正副)

なお、CD-Rはウィルス対策を行ったうえで、ウィルス対策に関する情報(ウィルス対策ソフト名、ウィルス定義、チェック年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

② 紙媒体 1部

(報告書記載内容)

① 研修テキスト

② 研修参加者名簿(所属・氏名の記載されたもの)

③ 研修中の写真

④ 測量実技の結果

⑤ アンケート結果

- (1) 受注者は、業務完了後速やかに上記 5 (5) で作成した報告書を成果物として提出する。
- (2) 成果物の提出先は、農林水産省近畿農政局農村振興部用地課とする。

7 打合せ

- (1) 本業務の実施に当たり、次の段階で打合せを行うものとする。
 - 第 1 回：業務に着手するとき（業務計画書提出後）
 - 第 2 回：研修テキスト作成後
- (2) 打合せ場所は、農林水産省近畿農政局農村振興部用地課とする。

8 その他

- (1) 研修場所の使用許可は発注者が得るものとする。
- (2) 研修実施中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負う。
- (3) この業務に関して知り得た情報については、この契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- (4) 検査の時期は、届出を受理した日から起算して 10 日以内とし、支払の時期は、検査合格後（成果物のある場合は引渡後）、適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。

9 疑義

この仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施に当たり疑義を生じたときは、必要に応じて担当者と協議するものとする。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減 ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等 に関する法律	(昭和54 年法律第 49 号) 等
(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	(平成12 年法律第100 号) (令和 3 年法律第 60 号) 等
(3) 生物多様性への悪影響の防止 ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	(平成28 年法律第 48 号)
(4) 環境関係法令の遵守等 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の 推進に関する法律	(平成19 年法律第 56 号)

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
 エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
 カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙

令和7年度近畿農政局土地改良事業用地補償・管理業務従事者育成実務研修実施業務
研 修 カ リ キ ュ ラ ム

令和7年 月 日 ()

時 間 割	所要 時間(分)	講 義 科 目 等	講 師 等	備 考
9:45 ~ 10:00	15	受付		
10:00 ~ 10:10	10	挨拶	近畿農政局農村振興部用地課長	
10:10 ~ 12:00	110	①測量の基礎(講義) (測量・地図に関する初歩的な知識、測量 業務の流れ)	測量士等	15分休憩含む
12:00 ~ 13:00	60	(昼食)		
13:00 ~ 16:30	210	②測量の実務(実技) (測量機器を用いた測量から図面作成まで の作業体系の実務、発注者が成果品を確認 する際の留意点等)	測量士等	30分休憩含む
16:30 ~ 16:50	20	質疑応答		
16:50 ~ 17:00	10	アンケート		